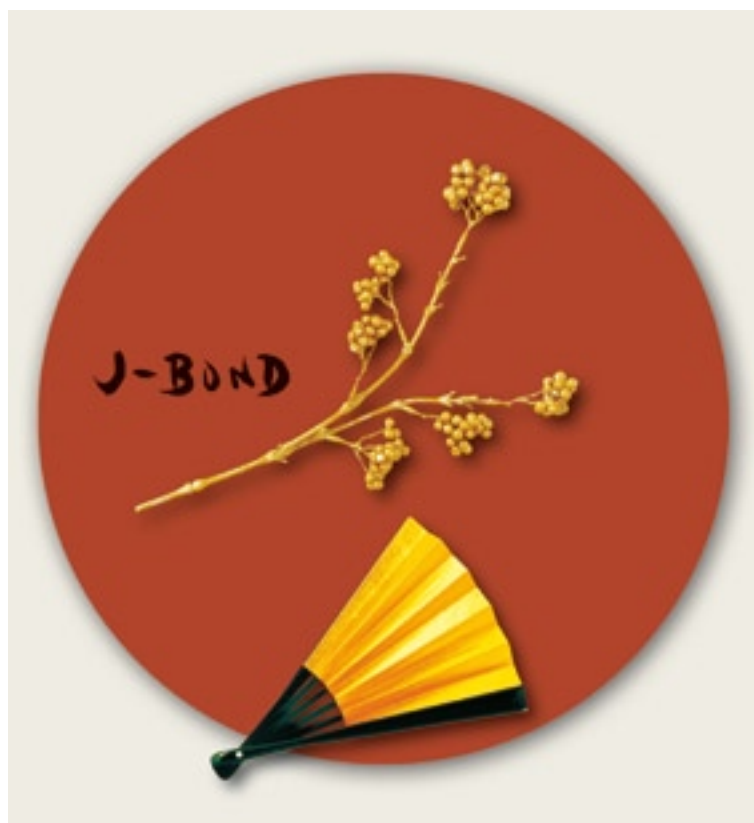


ニッセイ日本インカムオープン

追加型投信／国内／債券

愛称: Jボンド



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター: **0120-762-506**

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ: <http://www.nam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年12回 (毎月)	日本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の内容については、
社団法人投資信託協会ホームページ <http://www.toushin.or.jp/>にてご確認いただけます。

委託会社の情報 (2011年4月末現在)

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の 合計純資産総額	2兆417億円

- 本書により行う「ニッセイ日本インカムオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年12月20日に関東財務局長に提出しており、平成22年12月21日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年1月11日、平成23年1月17日、平成23年1月24日、平成23年2月1日、平成23年3月14日、平成23年4月1日、平成23年4月28日、平成23年5月9日、平成23年5月23日および平成23年6月20日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名: Jボンド)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債に分散投資を行い、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 日本のも種多様な債券に投資します。

- 日本のも種多様な債券(国債、社債、金融債、ABS等)を投資対象とします。
- 社債、金融債、ABS等、国債以外の債券を積極的に組入れることで、利回りの向上をめざします。

社債：企業が資金調達を目的に発行する債券のことです。

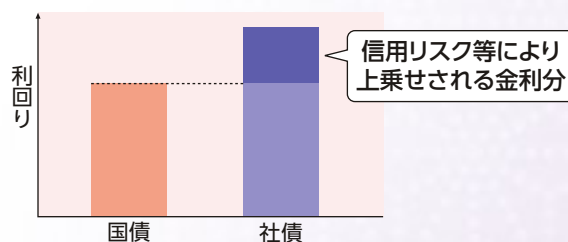
金融債：特別な法律に基づき、特定の金融機関が発行する債券のことです。

ABS：Asset Backed Securities(資産担保証券)の略でローン債権やリース債権などの資産を裏付けとして発行された証券のことです。

〈社債の利回りについて〉

一般に社債は発行企業の信用リスク等に応じて国債よりも利回りが高くなります。国債に比べて利回りの高い社債などの債券を積極的に組入れることで、ファンドの利回りの向上をめざします。

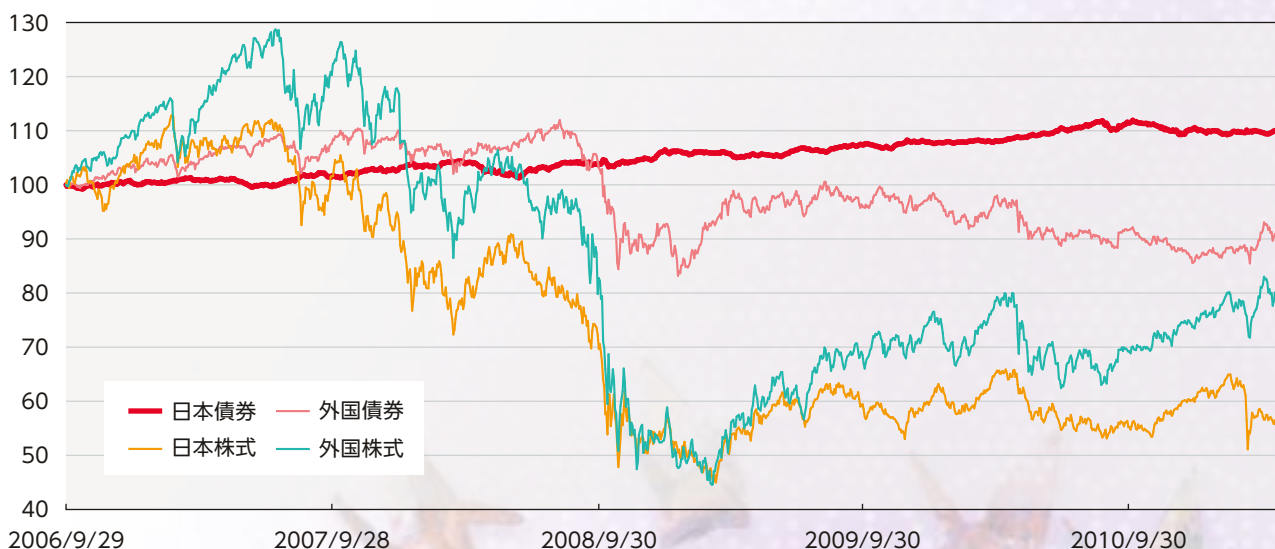
・右記はイメージ図です。



〈ご参考〉日本債券の特徴

投資対象として日本の債券をみた場合、外国債券や株式に比べて、相対的に価格変動が安定していることが特徴といえます。これは、主に為替変動リスクや株価変動リスクがないためです。

〈資産別のパフォーマンス(2006年9月29日を100として指数化)〉 データ期間：2006年9月29日～2011年4月28日(日次)



出所)シティグループ、FactSet等のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・日本債券：NOMURA-BPI総合指数、外国債券：シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、日本株式：TOPIX(配当込み)、外国株式：MSCI KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)

❗ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

2 信用リスクをコントロールします。

高格付債投資

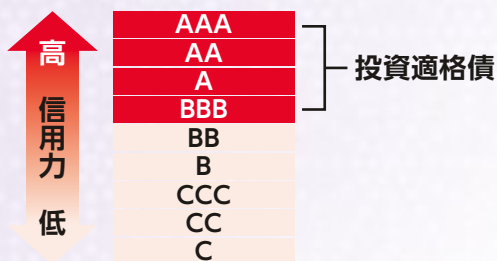
- 原則として投資適格債 (BBB格以上) に投資し、ポートフォリオの平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチ^{*}を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

^{*} 個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことをいいます。

幅広い銘柄に分散投資

- 幅広い銘柄に分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

〈債券の格付について〉



出所) S&Pの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成

・上記は、長期債務格付です。格付の符号については一部省略して表示しています。

〈ご参考〉格付別の企業の例

AAA格	NTTドコモ	トヨタ自動車	東日本旅客鉄道
AA格	新日本製鐵	パナソニック	三菱商事
A格	KDDI	JXホールディングス	富士通
BBB格	近畿日本鉄道	マツダ	三菱マテリアル

出所) R&I, JCR, Moody's, S&Pのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・格付については、R&I, JCR, Moody's, S&Pのうち、上位のものを使用しています。
・上記は2011年4月末現在マザーファンドが組入れている社債の発行体の格付です。個別の企業を推奨するものではありません。

3 ラダー型運用 (等金額投資による運用) をめざします。

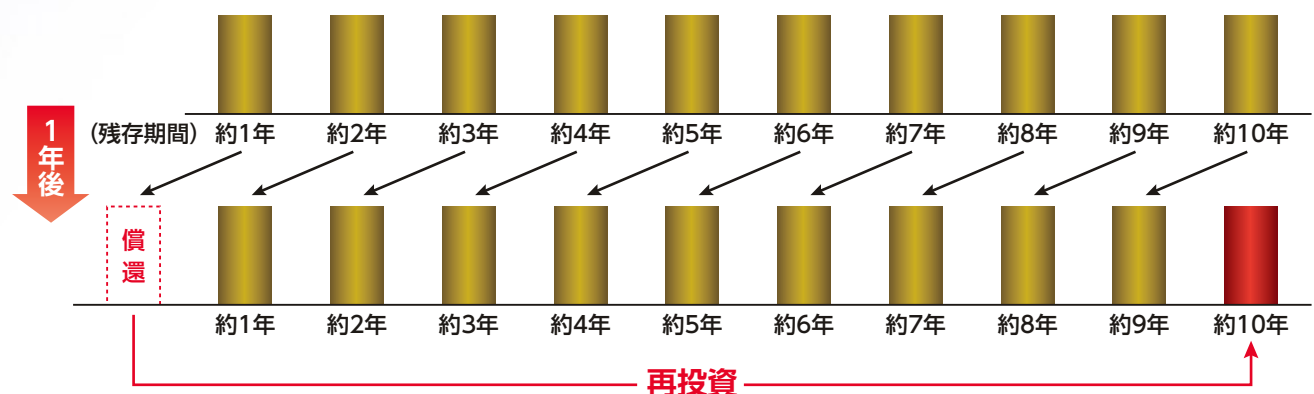
ラダー型運用とは

- 債券の残存期間毎に均等に投資を行い、常にラダー (はしご) の形の満期構成になるようにする運用です。
- 債券の利回りの変動や水準は、残存期間により異なります。短期から長期まで残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動リスクの分散効果と収益性の確保が期待できます。

〈当ファンドのラダー型運用のプロセス〉

- ① 組入れる債券の残存期間は、最長10年程度とし、各残存期間毎の投資金額 (額面) が同額程度になるような運用をめざします。
- ② 保有する債券が償還を迎えた場合には、原則として、償還金を残存10年程度の債券に投資することで、満期構成を維持します。

〈ラダー型運用のイメージ〉

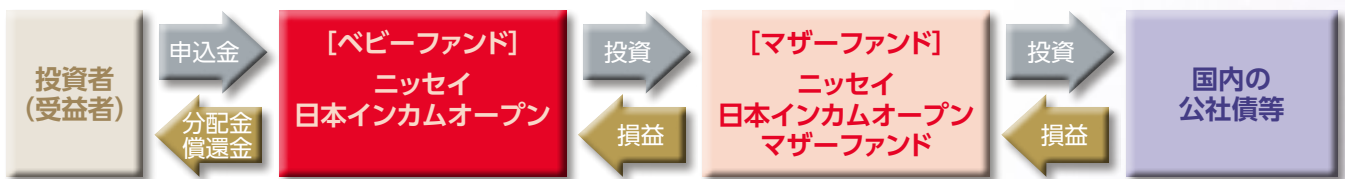


4 毎月分配をめざします。

- 各月20日(年12回・休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
- ❗ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

● ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



❗ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にとまなない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

● 主な投資制限

株 式	株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

● 収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として配当等収益等を中心に分配を行うことをめざしますが、売買益が発生した場合には、配当等収益に売買益等を加えた額から分配を行うこともあります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

〈1ページ目で使用している指数についての説明〉

- NOMURA-BPI総合指数とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。
- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
- MSCI KOKUSAI指数は、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

❗ 後記「3.運用実績」の「年間収益率の推移」も一緒にご覧になり、リターンの散らばりの程度についてご確認ください。

その他の留意点

- 委託会社の主要株主である日本生命保険相互会社は平成23年2月末現在、他のベビーファンドを通じて主要投資対象であるマザーファンドを実質的に3.7%保有しています。当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、投資リスクを管理するため以下の体制をとっています。

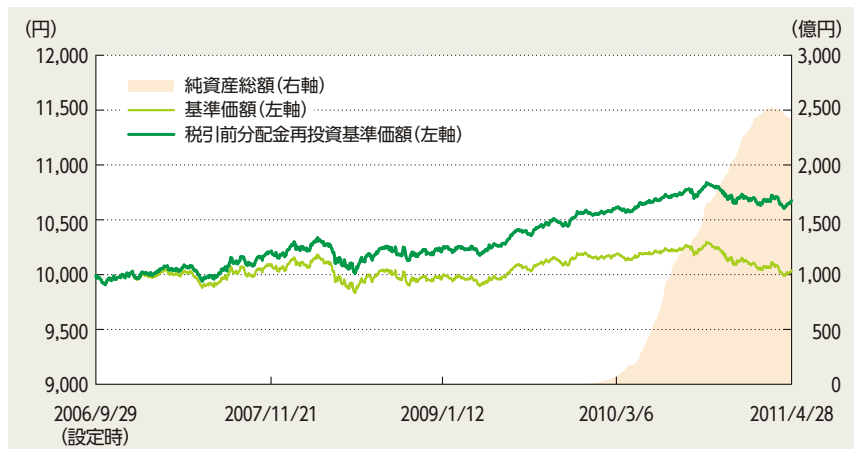
- 1 運用リスク管理担当セクションが、以下の通り管理を行います。
 - ➔ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当セクションに日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ➔ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当セクションに連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - 2 運用担当セクションは上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。
- ❗ 上記管理体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



3.運用実績

2011年4月末現在

● 基準価額・純資産の推移



- ・ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・ 税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

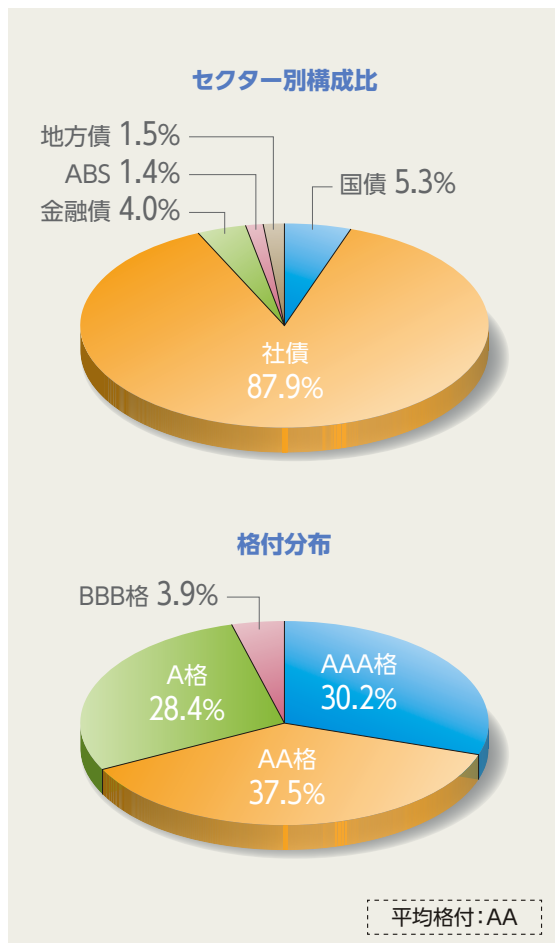
● 基準価額および純資産総額

基準価額	10,039円
純資産総額	2,427億円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

第51期	2010年12月20日	15円
第52期	2011年1月20日	15円
第53期	2011年2月21日	15円
第54期	2011年3月22日	15円
第55期	2011年4月20日	15円
直近1年間累計		180円
設定来累計		620円

● 主要な資産の状況(マザーファンド)



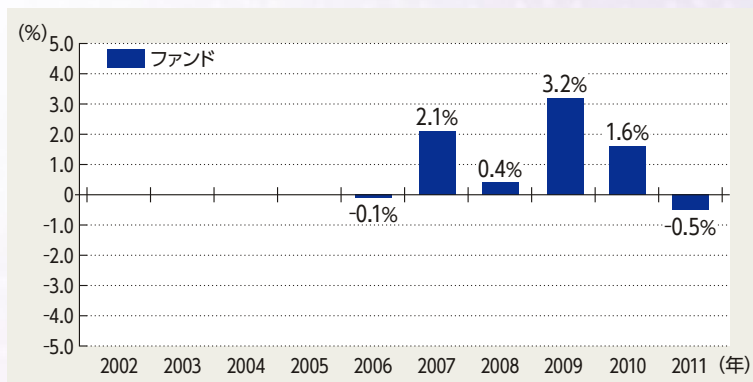
- ・ 上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。
- ・ 社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。
- ・ 格付は、R&I、JCR、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

● 組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	種別	償還日	比率
1	第313回 利付国債(10年)	国債	2021年3月20日	1.7%
2	第3回 藤和不動産	社債	2012年6月26日	0.8%
3	第11回 三井住友銀行(劣後特約付)	社債	2017年12月20日	0.8%
4	第7回 三菱UFJリース	社債	2013年9月4日	0.8%
5	第20回 三洋電機	社債	2014年8月26日	0.7%
6	第27回 南海電気鉄道	社債	2011年8月3日	0.7%
7	第9回 野村ホールディングス	社債	2012年11月27日	0.7%
8	第8回 パナソニック	社債	2019年3月20日	0.7%
9	第19回 電源開発	社債	2017年6月20日	0.6%
10	第1回 ジェイテクト	社債	2015年1月27日	0.6%

- ・ 比率は対組入債券評価額比です。
- ・ 社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。

● 年間収益率の推移



- ・ ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・ 2006年はファンド設定時から年末まで、2011年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❶ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

❷ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。



4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位あるいは1万口単位（販売会社によって異なります）
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
購入の申込期間	平成22年12月21日(火)～平成23年12月20日(火) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受け付けた申込みの受け付けを取消すこともあります。
信託期間	無期限（設定日：平成18年9月29日）
繰上償還	以下の場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。 ・ファンドの受益権口数が、換金により10億口を下回ることとなったとき ・ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの受益権の総口数が、ファンドの換金、または当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドの換金により、100億口を下回ることとなったとき
決算日	毎月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2兆円とします。
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(http://www.nam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	委託会社は3・9月の決算後および償還後に運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

		投資者が直接的に負担する費用																								
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。																								
換金時	信託財産留保額	ありません。																								
		投資者が信託財産で間接的に負担する費用																								
毎日	運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に信託報酬率*をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。 ※信託報酬率は、毎計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて、以下の通りとします。 信託報酬率（年率）およびその配分（括弧書きは税抜表示）																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新発10年固定利付国債の利回り(終値)</th> <th>信託報酬率</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%未満</td> <td>0.4515% (0.43%)</td> <td>0.2100% (0.20%)</td> <td>0.2100% (0.20%)</td> <td>0.0315% (0.03%)</td> </tr> <tr> <td>3%以上 4%未満</td> <td>0.5670% (0.54%)</td> <td>0.2625% (0.25%)</td> <td>0.2625% (0.25%)</td> <td>0.0420% (0.04%)</td> </tr> <tr> <td>4%以上 5%未満</td> <td>0.7875% (0.75%)</td> <td>0.3675% (0.35%)</td> <td>0.3675% (0.35%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>0.8925% (0.85%)</td> <td>0.4200% (0.40%)</td> <td>0.4200% (0.40%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社	3%未満	0.4515% (0.43%)	0.2100% (0.20%)	0.2100% (0.20%)	0.0315% (0.03%)	3%以上 4%未満	0.5670% (0.54%)	0.2625% (0.25%)	0.2625% (0.25%)	0.0420% (0.04%)	4%以上 5%未満	0.7875% (0.75%)	0.3675% (0.35%)	0.3675% (0.35%)	0.0525% (0.05%)	5%以上	0.8925% (0.85%)	0.4200% (0.40%)	0.4200% (0.40%)
新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社																						
3%未満	0.4515% (0.43%)	0.2100% (0.20%)	0.2100% (0.20%)	0.0315% (0.03%)																						
3%以上 4%未満	0.5670% (0.54%)	0.2625% (0.25%)	0.2625% (0.25%)	0.0420% (0.04%)																						
4%以上 5%未満	0.7875% (0.75%)	0.3675% (0.35%)	0.3675% (0.35%)	0.0525% (0.05%)																						
5%以上	0.8925% (0.85%)	0.4200% (0.40%)	0.4200% (0.40%)	0.0525% (0.05%)																						
毎日	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0315%（税抜0.03%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。																								
随時	その他の費用・手数料	組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。																								

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税され、その税率は普通分配金に対して10%となります。
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税され、その税率は換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%となります。

- 上記は平成23年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

❗ 税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認されることをお勧めします。